

# 検査から当センターで受検される申請者のみなさまへ

他の確認検査機関で建築確認申請を行い、中間検査、又は完了検査から当センターで受検される場合は次の通りの取り扱いとさせていただきます。

## 1. 提出書類

### (1) 基準法のみの場合

#### ① 確認申請副本の原本

#### ② 上記①の確認申請副本のすべてのコピー※<sup>1</sup>

#### ③ 検査申請書等（申請書、申請に伴う写真、資料等）

- 1 建築基準法施行規則第四条第1項、第2項及び第四条の八第1項、第2項並びにこれらに係る機関省令による。なお、完了検査からの場合は、中間検査合格書、申請書（副）付随する資料等も原本の提示及びコピーの提出をお願いします。

### (2) フラット35を同時に受検する場合、上記①～③のほか

#### ④ フラット35設計検査合格書及び申請書（副）、 設計検査時の添付図書（矩計図、仕様書など）

#### ⑤ 上記④のコピー※<sup>2</sup>

#### ⑥ フラット35検査申請書

を窓口までご持参ください。

- 2 完了検査からの場合は、中間検査合格書、申請書（副）付随する資料等も原本の提示及びコピーの提出をお願いします。

## 2. 手数料について

特定工程（中間検査）がある地域でも中間検査を当センターで検査を行っていない物件の完了検査を受検される場合は当センター手数料表の「特定工程無」の手数料での引受けになりますので了承のうえ申請手続きをお願いいたします。